

事 務 連 絡
令和8年8月13日

都道府県・指定都市市民活動担当部長 殿

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

特定非営利活動法人が実績判定期間の最終年度に受けた寄附を
翌年度に「特定資産」等に計上した場合の取扱いについて
（内閣府NPOホームページ：NPO法Q&Aの追加）

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。
す。

さて、本年5月22日付で「事務連絡：特定非営利活動法人が実績判定期間の
最終年度に受けた寄附を翌年度に「特定資産」等に計上した場合の取扱いについ
て」を発出させていただいたところです。

今般、内閣府NPOホームページ：NPO法Q&A 3－8－10 として、別紙
のとおり同事務連絡の内容を掲載しましたので、各所轄庁におかれましては、
御承知おきの程、何とぞよろしくお願いいたします。

【本件連絡先】

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）付
担当者：宮島、渡辺、土屋
TEL：03-6257-1517（直通）
E-Mail：npo.cv.m6a@cao.go.jp

(別紙)

内閣府NPOホームページ：NPO法Q&A 3－8－10（新規追加）

URL：[認定の判定 事業活動に関する基準\(4号基準\)](#) | [NPO ホームページ](#)

【問】

実績判定期間の最終年度に受けた寄附について、当該年度の内に「特定資産」等とする旨を理事会等で議決等できませんでした。

この場合、当該寄附については、法第45条第1項第4号ハ及びニの判定において、「特定非営利活動に係る事業費」及び「事業費の総額」に算入できないのですか。【第45条1項4号】

【答】

実績判定期間の最終年度に受けた寄附について、当該年度の内に理事会等の議決等の手続が完了しなかった場合であっても、その後の理事会等において、受領の日以降当該寄附が保全されていることを確認の上、当該寄附を「特定資産」等とする旨を議決した場合は、同号ハ及びニの判定において、寄附を受領した年度の「特定非営利活動に係る事業費」及び「事業費の総額」に当該寄附の額を含めて差し支えありません。

なお、本運用は特定非営利活動法人（NPO 法人）制度のみに係るものであり、相続税等の税制や税務に係る運用その他の特定非営利活動法人（NPO 法人）制度以外の制度及び運用に変更を加える趣旨のものではございません。